

## 「適正な電力取引についての指針（改定案）」に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	意見の概要	考え方
1 【事業者】	卸供給契約における取引制限条件について、独占禁止法上違法となるとの整理が新設されていますが、第 63 回電力・ガス基本政策小委員会（2023 年 6 月 27 日）および第 64 回電力・ガス基本政策小委員会（2023 年 8 月 8 日）において、卸販売の条件解除の進め方を段階的に拡大することが可能とされていることとの整合はどのように解釈されるでしょうか。	第 63 回電力・ガス基本政策小委員会（令和 5 年 6 月 27 日）等において、旧一般電気事業者の電力の卸売に係る相対契約に付された取引制限条件（転売禁止、購入（応札）可能量の制限、エリア外への供給の制限等）を段階的に解除していく方向性が示され、複数の旧一般電気事業者が、当該方向性に従い、取引制限条件解除の段階的拡大を進めているものと承知しております。
2 【事業者】	<p>■該当箇所</p> <p>①卸供給契約における不当な料金設定等注書（P3）および②卸供給契約における取引制限条件（P3～P4）</p> <p>■意見</p> <p>経済産業省 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会（第 63 回）において、転売禁止、購入（応札）可能量の制限、およびエリア外への供給の制限等の取引制限の条件解除については、段階的に進める方向性が示されており、当該方向性に基づき、旧一般電気事業者が段階的な解除を進めている限りにおいては、ただちにすべての取引制限条件が違法となるものではないと認識している。</p> <p>この点、基本政策小委員会における整理との整合はどのように考えればよいか。すなわち、ガイドライン改定案には段階的な解除についての言及はないが、ガイドライン改定後も上記認識については変更なしとの理解でよいか。</p>	<p>旧一般電気事業者が電力の卸売に係る相対契約において取引制限条件を設定することは、過去に設定されたものも含め、それ自体が直ちに独占禁止法上問題となるものではなく、競争を実質的に制限する場合や市場閉鎖効果が生じる場合に、独占禁止法上問題となります。</p> <p>本改定案は、上記のような競争を実質的に制限する場合や市場閉鎖効果が生じる場合に、独占禁止法上問題となる旨を追記するものとなります。</p>

No.	意見の概要	考え方
	<p>■該当箇所</p> <p>②卸供給契約における取引制限条件 (P3)</p> <p>「競争を実質的に制限する場合又は当該小売電気事業者が排除される若しくは当該小売電気事業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、独占禁止法上違法となる（私的独占又は拘束条件付取引）。」</p> <p>■意見</p> <p>私的独占は、法第二条第五項にて、「競争を実質的に制限すること」が要件とされている。</p> <p>また、不公正な取引方法は、一類型として、法第二条第九項第六号にて、「公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの」と定められており、拘束条件付取引については、一般指定12にて、「不当に」拘束する条件をつけることと定められている。したがって、拘束条件取引に該当するかは、不当性があること、即ち、公正競争阻害性を有することが要件とされている。</p> <p>従って、独占禁止法上違法となるかは、上記の考えに基づき、例えば、小売電気事業者が代替的な手段を見出すことができるか等、競争の実質的制限の有無や公正競争阻害性を考慮のうえ判断されるという理解で良いか。</p>	<p>御指摘の箇所（「② 卸供給契約における取引制限条件」の2段落目）のうち、「競争を実質的に制限する場合」は、私的独占の適用を念頭に「排除型私的独占に係る独占禁止法上の指針（平成21年10月28日公正取引委員会）」（以下「排除型私的独占ガイドライン」といいます。）の記載を、「当該小売電気事業者が排除される若しくは当該小売電気事業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合」は、拘束条件付取引の適用を念頭に「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針（平成3年7月11日公正取引委員会事務局）」（以下「流通・取引ガイドライン」といいます。）の記載を、それぞれ引用したものです。</p> <p>○「競争を実質的に制限する場合」</p> <p>「競争を実質的に制限する場合」とは、排除型私的独占ガイドラインの第3の2(1)で示している「競争自体が減少して、特定の事業者又は事業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態を形成・維持・強化すること」を指しており、競争の実質的制限の存否は、同2(2)のとおり、一律に特定の基準によって判断されるのではなく、個別具体的な事件ごとに、行為者の地位及び競争者の状況、潜在的競争圧力、需要者の対抗的な交渉力等を総合的に考慮して判断されます。</p> <p>○「当該小売電気事業者が排除される若しくは当該小売電気事業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合」</p> <p>「当該小売電気事業者が排除される若しくは当該小売電気事業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合」とは、流通・取引ガイドラインの第1部の3(2)に記載の非価格制限行為に係る「公正な競争を阻害するおそれ」のうち「ア 市場閉鎖効果が生じる場合」と同じ場合</p>

No.	意見の概要	考え方
		<p>を指しています（具体的には、同(2)に「<u>市場閉鎖効果が生じる場合</u>」とは、非価格制限行為により、新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、事業活動に要する費用が引き上げられる、新規参入や新商品開発等の意欲が損なわれるといった、<u>新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう。</u>」と記載されているとおりです。)</p> <p>「市場閉鎖効果が生じる場合」に当たるかどうかは、流通・取引ガイドラインの第1部の3の(2)のとおり、行為類型のみから判断されるのではなく、同3の「(1) 垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準についての考え方」（具体的行為や取引の対象・地域・態様等に応じて、当該行為に係る取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討した上で、ブランド間競争の状況、行為者の市場における地位、取引先事業者の事業活動に及ぼす影響等を総合的に考慮して判断）に従って判断されます。</p>
	<p>■該当箇所</p> <p>②卸供給契約における取引制限条件（P4）</p> <p>「当該小売電気事業者が排除される又は当該小売電気事業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、独占禁止法上違法となる（拘束条件付取引）。」</p> <p>■意見</p> <p>不正な取引方法は、一類型として、法第二条第九項第六号にて、「公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの」と定められており、拘束条件付取引については、一般指定12にて、「不当に」拘束する条件をつ</p>	<p>上記で示した考え方のうち、「当該小売電気事業者が排除される若しくは当該小売電気事業者の取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合」に関係する部分と同様になります。</p>

No.	意見の概要	考え方
	<p>けることと定められている。したがって、拘束条件取引に該当するかは、不当性があること、即ち、公正競争阻害性を有することが要件とされている。</p> <p>従って、独占禁止法上違法となるかは、上記の考えに基づき、例えば、小売電気事業者が代替的な手段を見出すことができるか等、公正競争阻害性を考慮のうえ判断されるという理解で良いか。</p>	
3 【事業者】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の指針改定は、貴委員会にて作成・公表された令和6年1月17日付「電力分野における実態調査報告書～卸分野について～」における提言のうち、「(提言第1-②) 相対契約における契約条件の是正」を反映させたものと認識しています。</li> <li>・この提言は、相対契約において、旧一電発電が旧一電小売と新電力とで同一条件を設定した場合であっても、それぞれの事業規模や事業特性の違いにより、契約条件による実質的な効果の差が生じていることに着目したものとされています。</li> <li>・指針改定内容は、この提言内容を反映させたものであり、当社は賛同します。</li> <li>・なお、そのほかの提言(第1-①、第2)についても、取引実態を踏まえ、順次指針に反映いただくよう、お願いします。</li> </ul>	<p>本改定案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>公正取引委員会では、電力市場における公正かつ有効な競争を確保するため、「適正な電力取引についての指針」において、独占禁止法上問題となる行為について明らかにしております。そのため、本改定案においては、令和6年1月17日に公表した「電力分野における実態調査報告書～卸分野について～」の「提言第1-② 相対契約における契約条件の是正」で示した独占禁止法上の考え方のうち、改定前の本指針に記載されていなかったものを追記いたしました。</p> <p>一方、同報告書で示した「提言第1-① 新電力の電源アクセス機会の確保」及び「第2 旧一電の発電部門と小売部門の在り方」については、競争政策上の考え方を示したものであり、本指針に反映することは予定しておりません。</p>